

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和7年6月30日

久米南町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				下之町西	無	令和7年～令和11年	下之町西活動組織
○				上粍	無	令和7年～令和11年	上粍活動組織
○				上弓削	無	令和7年～令和11年	上弓削活動組織
○				南庄南	無	令和7年～令和11年	南庄南地域資源保全会
○				上神目・下二ヶ	無	令和7年～令和11年	上神目・下二ヶ地域資源保全会
○				北庄中央	無	令和7年～令和11年	北庄中央棚田資源保全会
○				山ノ城	無	令和7年～令和11年	山ノ城活動組織
○				別所	無	令和7年～令和11年	別所地域資源保全会
○				南畑	無	令和7年～令和11年	南畑活動組織
○				下二ヶ川東	無	令和7年～令和11年	下二ヶ川東活動組織
○				山手後	無	令和7年～令和11年	山手後活動組織
○				神目中	無	令和7年～令和11年	神目中活動組織

